

内閣府設置法の一部を改正する法律案に対する修正案 対照表

○ 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）

（傍線部分は改正部分。ゴシック部分は修正部分）

修正案	修正案	現行
<p>（所掌事務）</p> <p>第四条（略）</p> <p>一〇六（略）</p> <p>六の二 研究開発の成果の実用化によるイノベーションの創出（研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第二条第五項に規定するものをいう。<b>第三項第七号の</b></p> <p><b>四</b>及び第二十六条第一項第四号において同</p>	<p>（所掌事務）</p> <p>第四条（略）</p> <p>一〇六（略）</p> <p>六の二 研究開発の成果の実用化によるイノベーションの創出（研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第二条第五項に規定するものをいう。<b>第三項第七号の</b></p> <p><b>三</b>及び第二十六条第一項第四号において同</p>	<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）をつかさどる。</p> <p>一〇六（略）</p> <p>（新設）</p>

じ。）の促進を図るための環境の総合的な整備に関する事項

六の三〇十八（略）

2（略）

3（略）

一〇六の二（略）

七 地方公共団体による自主的な選択に基づいて実施されるものとして政令で定める事業又は事務に要する経費に充てるための交付金の配分計画に関すること。

七の二 科学技術基本計画（科学技術基本法（平成七年法律第三十号）第九条第一項に規定するものをいう。）の策定及び推進に関すること。

七の三 科学技術に関する関係行政機関の経費の見積りの方針の調整に関すること。

七の四 研究開発の成果の実用化によるイノベーションの創出の促進を図るための環境の総合的な整備に関する施策の推進に関する

じ。）の促進を図るための環境の総合的な整備に関する事項

六の三〇十八（略）

2（略）

3（略）

一〇六の二（略）

七 科学技術基本計画（科学技術基本法（平成七年法律第三十号）第九条第一項に規定するものをいう。）の策定及び推進に関すること。

七の二 科学技術に関する関係行政機関の経費の見積りの方針の調整に関すること。

七の三 研究開発の成果の実用化によるイノベーションの創出の促進を図るための環境の総合的な整備に関する施策の推進に関する

六の二〇十八（略）

2（略）

3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇六の二（略）

七 地方公共団体による自主的な選択に基づいて実施されるものとして政令で定める事業又は事務に要する経費に充てるための交付金の配分計画に関すること。

（新設）

（新設）

<p>2 (略)</p>	<p>七の五〜七の九 (略) 八〜十四の五 (略) 十五 第七号の九から前号までに掲げるもの のほか、防災に関する施策に関すること(他 省の所掌に属するものを除く。) 十六〜六十二 (略)</p> <p>附則</p> <p>第二条の二 第四条第一項及び第三項の規定にかかわらず、復興庁が廃止されるまでの間は、同条第一項第八号並びに<b>第三項第七号の九</b>及び第十五号に掲げる事務のうち東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。附則第三条の第二項において同じ。)からの復興に関するもの並びに第四条第三項第十四号の五に掲げる事務については、内閣府の所掌事務としない。</p>	<p>七の四〜七の八 (略) 八〜十四の五 (略) 十五 第七号の八から前号までに掲げるもの のほか、防災に関する施策に関すること(他 省の所掌に属するものを除く。) 十六〜六十二 (略)</p> <p>附則</p> <p>第二条の二 第四条第一項及び第三項の規定にかかわらず、復興庁が廃止されるまでの間は、同条第一項第八号並びに<b>第三項第七号の八</b>及び第十五号に掲げる事務のうち東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。附則第三条の第二項において同じ。)からの復興に関するもの並びに第四条第三項第十四号の五に掲げる事務については、内閣府の所掌事務としない。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>七の二〜七の六 (略) 八〜十四の五 (略) 十五 第七号の六から前号までに掲げるもの のほか、防災に関する施策に関すること(他 省の所掌に属するものを除く。) 十六〜六十二 (略)</p> <p>附則</p> <p>第二条の二 第四条第一項及び第三項の規定にかかわらず、復興庁が廃止されるまでの間は、同条第一項第八号並びに<b>第三項第七号の六</b>及び第十五号に掲げる事務のうち東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。附則第三条の第二項において同じ。)からの復興に関するもの並びに第四条第三項第十四号の五に掲げる事務については、内閣府の所掌事務としない。</p>	<p>七の二〜七の六 (略) 八〜十四の五 (略) 十五 第七号の六から前号までに掲げるもの のほか、防災に関する施策に関すること(他 省の所掌に属するものを除く。) 十六〜六十二 (略)</p> <p>附則</p> <p>第二条の二 第四条第一項及び第三項の規定にかかわらず、復興庁が廃止されるまでの間は、同条第一項第八号並びに<b>第三項第七号の六</b>及び第十五号に掲げる事務のうち東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。附則第三条の第二項において同じ。)からの復興に関するもの並びに第四条第三項第十四号の五に掲げる事務については、内閣府の所掌事務としない。</p>